

千葉県強い農業づくり交付金等交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進するため、千葉県強い農業づくり交付金等実施要領(平成18年5月1日付け生振第124号)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき市町村及び県施策を推進する団体(以下「市町村等」という。)に対し交付金等を交付する。

(交付金の種別)

第2条 前条に規定する交付金の種別は、別表1に定めるところによる。

(経費及び補助率)

第3条 第1条に規定する経費及びこれに対する交付率は、別表2に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、交付の対象とならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - 二 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定による交付金の交付申請をしようとするときは、知事が定める期日までに千葉県強い農業づくり交付金等交付申請書(別記第1号様式)を知事に提出し

なければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たっては、各事業実施主体において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 1 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（別表2に規定する重要な変更に限る。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 2 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 3 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 4 その他知事が必要と認める事項。

（承認等の手続）

第6条 前条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県強い農業づくり交付金等変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前条第3号の規定による報告をする場合は、千葉強い農業づくり交付金等事業遅延届（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 規則第10条の規定により事業の遂行状況に関し報告しようとするときは、交付金の決定に係る年度の12月31日現在で作成した千葉県強い農業づくり交付金等遂行状況報告書（別記第4号様式）を当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図る上で知事が必要と認める場合は、別途提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して一カ月を経過した日又は交付金の交付の決定に係る会計年度の終了日のいずれか早い期日までに千葉県強い農業づくり交付金等実績報告書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該交付金に係る

仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（交付の請求）

第9条 規則第15条の規定により交付金の交付の請求をしようとするときは、千葉県強い農業づくり交付金等交付請求書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第10条 規則第16条第2項の規定による概算払を受けようとするときは、千葉県強い農業づくり交付金等概算払請求書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（処分の制限）

第11条 規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、それぞれ1件の取得価格10万円以上のものとする。

（財産管理）

第12条 事業実施主体は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記第9号様式）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（書類の経由）

第13条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は所轄の農業事務所の長を経由するものとする。ただし、団体にあつては直接提出するものとする。

（暴力団密接関係者）

第14条 規則第17条第1項第三号の知事が定める者は、第3条第2項第二号又は第三号に該当する者（交付を受けようとする事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(契約等)

第15条 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（別記第10号様式）の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成18年度の予算に係る交付金等から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 産地競争力強化総合推進事業等交付金等交付要綱
 - (2) 経営構造対策事業等交付金交付要綱

附 則

- 1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この通知は、平成21年5月1日から施行する。
- 3 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この通知は、平成25年6月3日から施行する。
- 5 この通知は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この通知は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和2年2月19日から施行し、令和元年度予算に係る交付金等から適用する。
- 2 この通知は、令和4年3月29日から施行し、令和3年度予算に係る交付金等から適用する。
- 3 この通知は、令和6年2月16日から施行し、令和5年度予算に係る交付金等から適用する。

別表 1

区 分	経 費	交 付 先	交付の種別
1 農業・食品産業強化 対策整備交付金及び 補助金	1 事業費	市町村 その他の団体	交付金、補助金 補助金
	2 附帯事務費	市町村	交付金、補助金

※ 交付の種別については、市町村に交付事務を委託する場合は交付金、市町村が事業主体の場合、市町村を経由しない場合は、補助金とする。

別表 2

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>1 農業・食品産業強化対策整備 交付金</p> <p>(1) 産地基幹施設等支援タイプ</p>	<p>1 事業費</p> <p>(1)強い農業づくり総合支援交付金 交付等要綱(以下「国要綱」という。) 別表1のIに基づいて行う事業に 要する経費</p> <p>(2)国要綱第4の1ただし書きによ り緊急に実施する事業に要する経 費</p>	<p>定額、定額 (6/10、11/20、1/2、4/10、 1/3、3/10、1/4、1/5以内)</p> <p>なお、それぞれの交付率に該当する 取組は、国要綱別表2の定めるところに よるものとする。</p> <p>ただし、生産振興課所管に係る種子 乾燥施設、種子調製施設、種子消毒施設、 共同育苗施設、種子品質向上施設、 原々種・原種貯蔵施設を整備する場合に ついては65/100以内(ただし、千葉市が 事業主体の場合は1/2以内)</p> <p>また、畜産課所管に係る飼料作物関連 施設については65/100以内。</p> <p>定額 (1/2 以内)</p> <p>(国要綱第4の1ただし書きにより 実施される事業に係る国要綱別表1 の定めによるものとする。)</p>		<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>

	<p>2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費</p>	<p>定額 (1/2以内)</p>		
(2) 卸売市場等支援タイプ	<p>1 事業費 (1) 国要綱別表1のⅡ及び卸売市場法第16条第1項に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(2) 国要綱第4の1ただし書きにより緊急に実施する事業に要する経費</p> <p>2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費</p>	<p>定額 (4/10、1/3以内) なお、それぞれの交付率に該当する取組は、国要綱別表2の定めるところによるものとする。</p> <p>定額 (1/2、1/3 以内) (国要綱第4の1ただし書きにより実施される事業に係る国の要綱別表2の定めによるものとする。)</p> <p>定額 (1/2以内)</p>	<p>卸売市場法第16条第1項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外の相互間における流用</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>

別記 第1号様式（第4条関係）

年度千葉県強い農業づくり交付金等交付申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
または
団体名
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、交付金 円を交付されたく申請します。

記

- I 交付金の種類
農業・食品産業強化対策整備交付金
- II 事業の目的、内容及び計画
別紙のとおり

注) 別紙様式は次のとおりとする。
別記1号様式

別記1号様式（添付資料）

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 農業・食品産業強化対策整備交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

政策目的	事業概要	事業費	負担区分				備考
			交付金	県費	市町村費	その他	
産地競争力の強化		円	円	円	円	円	除税額 円 うち国費 円
みどりの食料システム戦略の推進							
スマート農業の推進							
産地における戦略的な人材育成の推進							
食品流通の 合理化	法律補助						
	予算補助						
地域提案メニュー							
合計	事業費						
	附帯事務費						
	計						

- (注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、市町村全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
 2 地域提案メニューについては、取組内容ごとに該当する政策目的を付記し、「事業概要」「事業費」「負担区分」を記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
 3 食品流通の合理化のうち法律補助の欄は、中央卸売市場施設整備の取組について記入する。また、予算補助の欄は、法律補助以外のメニューについて記入する。
 4 備考欄には、政策目的ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
 また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

(別紙)

政策目的	事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
		○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
		○農協	○○資金	○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	都道府県費	市町村費	
1 市町村付帯事務費	円	円	円	円	
合計					

(注) 1 事業内容欄は、生産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D)	事業に要した経費 (A) + (B) + (C)	負 担 区 分				備 考
			交付金 (A)	県 費 (B)	市 町 村 費 (C)	その他 (D)	
1 農業・食品産業強化対策整備交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費	円	円	円	円	円	円	
合 計							

Ⅳ 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

注）「事業完了予定（又は完了）年月日」は、間接補助事業において事業実施主体に対して施工業者等から補助対象施設の引渡しが完了した年月日
又は補助事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

Ⅴ 収支予算（又は精算）（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 農業・食品産業強化対策整備交付金	円	円	円	円	注) 年 月 日
合 計					

注) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

市町村の本交付金の交付に関する規程又は要綱

実績報告の際は以下の資料を添付すること。ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。

なお、これらにより難しい場合には、2のみの添付も可能とする。

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 事業実績内訳明細書（様式別紙）

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類 (農業・食品産業強化対策整備交付金)

政策目的	補助根拠	交付先名	施設等区分	交付率	事業費	負担区分			備考	
						交付金	都道府県	市町村		その他
					円	円	円	円	円	
計										
計										
計										

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、政策目的ごとに計を設けること。
- 2 地域提案メニューは、政策目的の欄に「地域提案」と記入すること。
- 3 補助根拠の欄は、法律補助の場合「法律」と記入すること。
- 4 施設等区分の欄は、国要綱別表の施設・機械等名を記入すること。
- 5 備考の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- 6 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記 第2号様式（第6条第1項関係）

年度千葉県強い農業づくり交付金等変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
または
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 指令第 号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）理由

2 事業内容（第1号様式に準ずる。）

（注） 交付金等の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記 第4号様式 (第7条関係)

年度千葉県強い農業づくり交付金等遂行状況報告書

番 年 月 号 日

千葉県知事 様

市町村長
または
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 指令第 号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

別記 第5号様式（第8条関係）

年度千葉県強い農業づくり交付金等実績報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
または
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 指令第 号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記第1号様式に準ずる。
なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 添付書類については、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したの
から変更があったものに限り添付すること。
- (1) 財産管理台帳の写し
(2) 事業実績内訳明細書（様式別紙）

番
年 月 号
日

千葉県知事 様

市町村長
または
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定通知のあった千葉県強い農業づくり
交付金等について、千葉県強い農業づくり交付金等交付要綱第8条第3項の規定により、下記のと
おり報告します。

記

- 1 交付金等の額の確定額 金 円
(年 月 日付け 指令第 号による額の確定通知額)
- 2 交付金等の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 交付金等返還相当額 (3-2) 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員
分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し (税務署受付済みのもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認で
きる資料も併せて提出すること)
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、
同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告
予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員
分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税 (個人事
業者の場合は所得税) 確定申告書の写し (税務署受付済みのもの)
及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における
消費税確定申告書 (簡易課税用) の写し (税務署受付済みのもの)
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、
同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記 第7号様式 (第9条関係)

年度千葉県強い農業づくり交付金等交付請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
または
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 達第 号で額の確定のあった 年度千葉県強い農業
づくり交付金等を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求しま
す。

区 分	確定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C) = (A) - (B)	備 考
1 農業・食品産業 強化対策整備 交付金及び補助金 1 事業費 2 附帯事務費				

別記 第8号様式（第10条関係）

年度千葉県強い農業づくり交付金等概算払請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
または
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定のあった 年度千葉県強い農業づくり交付金等を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払されるよう請求します。

区 分	交付決定額 (A)	今回請求額 (B)	残 高 (C) = (A) - (B)	備 考
1 農業・食品産業 強化対策整備 交付金及び補助金 1 事業費 2 附帯事務費				

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		地区			事業実施年度		年度		農林水産省所管交付金名				処分制限期間		処分の状況		摘要
政策目的	事業の内容					工期		総事業費	経費の配分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
	政策目標 (メニュー)	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日		負担区分								
									交付金	県費	市町村費	その他					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 様

所在地

商号又は名称

代表者

当社は、貴□□発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。